

国内クレジット認証委員会御中

## 審査結果概要書

平成 21 年 5 月 15 日

審査機関名 株式会社日本スマートエナジー

### 1. 排出削減事業の概要

|              |   |
|--------------|---|
| 排出削減事業名      | KB セーレン株式会社長浜工場における石炭・重油ボイラーから都市ガスボイラーへの更新  |
| 排出削減事業者名     | KB セーレン株式会社   |
| 排出削減共同実施事業者名 | 株式会社滋賀銀行<br>(その他関連事業者名：大阪ガス株式会社、オリックス株式会社)  |
| 事業実施場所       | KB セーレン株式会社 長浜工場<br>(滋賀県長浜市鐘紡町 1-11)  |
| 事業の概要        | 本事業は、KB セーレン株式会社長浜工場の製造工程における乾燥・水洗や室内空調設備への熱源供給のために使用されている石炭及び重油ボイラーを、高効率の都市ガスボイラー（貫流ボイラー）へ更新することである。この更新により、エネルギー使用効率の改善に加え、単位発熱量あたりの二酸化炭素発生量の小さい都市ガスへの転換により、二酸化炭素排出量の削減を図る。 |
| 排出削減量の計画     | 3,885 tCO <sub>2</sub> /年（事業実施期間合計 16,119 tCO <sub>2</sub> ）  |
| 国内クレジット認証期間  | 開始日 2008 年 8 月 16 日<br>終了予定日 2013 年 3 月 31 日  |
| 排出削減方法論      | 001 ボイラーの更新   |

### 2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

### 3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

| 要件                       | 審査手続き  |
|--------------------------|--|
| 日本国内で実施されること             | <p>事業計画が日本国内で実施されていることを、事業サイトを訪問して確認した。</p> <p>排出削減事業実施場所：KB セーレン株式会社長浜工場</p>  |
| 追加性を有すること                | <p>1) 排出削減事業の投資回収年数については、入手した根拠資料、質問および検算により全体で約 4.9 年であることを確認した。投資回収年数計算の根拠データにつき、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。</p> <p>2) 本削減事業の投資総額に今後実施される石炭流動床ボイラーなど既存設備の撤去費用が含まれていないことを事業者への質問等により確認した。この設備撤去費用の大きな負担も含めると投資回収年数は 18.1 年となり導入設備の法定耐用年数を上回るという状況であり、国内クレジット売却益により投資回収年数短縮化を図れることが本事業の実施を決定する後押しとなったと判断できる。</p> <p>3) 将来のクレジット売却により現金収入が得られる可能性があること等が、本事業への投資の一因となった。また、本事業では国内クレジット制度の活用によって、大きな CSR 効果を得られる見込みであることが投資の一因となった。</p> |
| 自主行動計画に参加していない者により行われること | <p>自主行動計画に参加していないことについては、排出削減事業者への質問、その他関係者（大阪ガス株式会社）への質問、及び事業者の所属する日本染色協会への電話確認により、自主行動計画に参加していない事業者であることの確認を実施している。</p>  |
| 排出削減方法論に基づいて実施されること      | <p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 001 に基づき排出削減量を計算しており、また、方法論の適用条件を満たしていることを個別に確認している。</p> <p>2) 本事業が実施できない場合には、既存の設備が継続的に使用されることを質問、関連資料の閲覧、及び事業サイト訪問時の既存設備の状況、製造年月日の確認等により確認している。また、いずれの設備の使用年数も法定耐用年数の 2 倍（30 年）を超えていないことを確認している。</p> <p>適用条件 1 については、既存設備（石炭流動床ボイラー、A 重油焚きボイラー、C 重油ボイラー）の視察、既存設備の仕様書の確認等によって、既存のボイラーよりも高効率のボイ</p>   |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>ラーへの更新であることを確認している。</p> <p>適用条件 2 については、事業サイトの視察、全体レイアウト図の確認、及び関係者への質問等により、ボイラーの更新を行わなかった場合、既存のボイラーを継続して利用することができることを確認している。</p> <p>適用条件 3 については、更新後のボイラーで生産した蒸気を自家消費することを事業サイトの視察、全体レイアウト図の確認、及び関係者への質問等により確認している。</p> <p>3) その他、バウンダリの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p> |
|--|--|

上記の詳細については、別紙「排出削減事業の要件についての確認事項一覧」を参照すること。

#### 4. 特記事項

投資回収年数については、補助金を除いた純投資額をもとに算出している。

以上